

アフタースクール事業 運営業務委託に関する質問と回答 第2回の回答分は水色です

No.	関係書類	頁	項目	質問	回答																								
1	仕様書	4	6 委託業務の内容 (4) 継続プログラムの提	<p>「保護者から参加費を徴収すること」とありますが、参加費の下限や上限は定められているのでしょうか。また、千葉市アフタースクール事業で現在実施しているプログラムの例、金額の相場についてご教示ください。</p> <p>もし、現運営施設のプログラム内容・金額の詳細等を開示することが難しい場合は、千葉市様としての基準やご意向について、お示しいただけますと幸いです。</p>	<p>下限と上限は定めておりません。参加費は施設使用料や広告宣伝費が掛からないことを踏まえて市場より安価に設定することを前提に、利用者にとって利用しやすく、かつ、安価だと実感することができる価格を設定してください。受託事業者として選定されたのち、実施計画書に一般的な価格がわかる資料を添付していただき実際に安価に設定されているか確認いたします。令和3年度におけるプログラムと参加費の一例は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <caption>令和3年度における継続プログラムの一例と月額</caption> <thead> <tr> <th>継続プログラムの一例</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動系のプログラム (かけっこ、サッカー、バスケット、ダンス、体操)</td> <td>2,000円 ～5,500円</td> </tr> <tr> <td>学習系のプログラム (語学、算数、科学実験)</td> <td>2,000円 ～3,500円</td> </tr> <tr> <td>IT系のプログラム</td> <td>3,080円 ～4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	継続プログラムの一例	月額	運動系のプログラム (かけっこ、サッカー、バスケット、ダンス、体操)	2,000円 ～5,500円	学習系のプログラム (語学、算数、科学実験)	2,000円 ～3,500円	IT系のプログラム	3,080円 ～4,000円																
継続プログラムの一例	月額																												
運動系のプログラム (かけっこ、サッカー、バスケット、ダンス、体操)	2,000円 ～5,500円																												
学習系のプログラム (語学、算数、科学実験)	2,000円 ～3,500円																												
IT系のプログラム	3,080円 ～4,000円																												
2	様式第4号		7 受託施設における体制 ⑥昼間の部及び夜間の部における標準的な職員配置	<p>夜間の部の職員配置を作成する上で、夜間の実績人数をお教えくださいませ。定員等はありませんが、現状の使用されている人数等があれば幸いです。</p>	<p>R3における契約更新の5校（募集要項2(1)ア～オ）の実績は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <caption>令和3年度における夜間の部の利用児童数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平均</th> <th>最大</th> <th>最小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都賀小学校</td> <td>14人</td> <td>24人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>川戸小学校</td> <td>13人</td> <td>22人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>さつきが丘東小学校</td> <td>12人</td> <td>25人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>さつきが丘西小学校</td> <td>10人</td> <td>18人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>高洲第四小学校</td> <td>6人</td> <td>15人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>		平均	最大	最小	都賀小学校	14人	24人	4人	川戸小学校	13人	22人	1人	さつきが丘東小学校	12人	25人	1人	さつきが丘西小学校	10人	18人	1人	高洲第四小学校	6人	15人	1人
	平均	最大	最小																										
都賀小学校	14人	24人	4人																										
川戸小学校	13人	22人	1人																										
さつきが丘東小学校	12人	25人	1人																										
さつきが丘西小学校	10人	18人	1人																										
高洲第四小学校	6人	15人	1人																										
3	様式第4号	9	9 小学校ごとの特性を踏まえた運営	<p>地域とか規模に合わせるとありますが、見積り金額等にも反映はする必要がありますでしょうか。（強弱になる可能性ある試算しますが）</p>	<p>見積金額は、仕様書に記載の事項を履行すること、及び、提案書記載事項を履行することを踏まえて上限額の範囲内で算出してください。（参照：募集要項P4 8 応募書類の受付・選定方法 (4) 提出書類 キ ※の2番目）</p>																								
4	募集要項	1	2 事業の概要 (1) 実施場所	<p>一括とし、の学校についての理由があれば、教えて頂けると幸いです。</p>	<p>実施場所間の距離が近いこと、小学校の規模が大規模ではないこと、同一事業者が受託することにより円滑な運営が期待できることなどを総合的に判断し、一括としております。</p>																								
5	募集要項	4	8 募集書類の受付・選定方法 (4) 提出書類	<p>提案記載事項が含まれるとあるが、どの事を指しておりますか。又、委託契約書も記入して提出でしょうか。</p>	<p>提案書の項目のすべてを含んでおります。また、委託契約書は提出不要です。</p>																								
6	仕様書	9	8 各受託施設における体制 (2) 地域連携担当職員の選任	<p>①地域連携担当職員は、週何回以上、または月何時間以上勤務しなければいけないなど決まりがありますでしょうか。 ②地域連携担当職員の勤務地は、各施設でしょうか。 プログラムを企画するにあたり、運営事業者本部との連携も必要なため、本部にて勤務することも可能なのでしょうか。</p>	<p>地域連携担当職員の勤務日、勤務時間等に下限はございませんが、体験プログラムの企画・実施、学校との連絡調整、地域人材の発掘及び活用等、仕様書に記載した業務を確実に実施することができるよう設定してください。 勤務地については、その役割や業務内容に鑑み、主として各受託施設に勤務を想定していますが、その時々に従事する業務に応じて、部分的に本部に勤務することも差し支えありません。</p>																								

1	募集要項	1	2 事業の概要 (1)実施場所	<p>高浜第一小学校と高浜海浜小学校は一括での募集となるが、職員の併用はどこまで許されるか。</p> <p>①責任者については固定。副責任者や非常勤指導員は兼用でも構わない</p> <p>②責任者・副責任者については固定。非常勤職員は兼用でも構わない</p> <p>③兼用は認めない</p> <p>いずれかに該当すると考えられるが、どのようになるか。</p>	<p>仕様書8(1)のとおり、責任者は他施設の職員を兼ねることができません。つぎに、副責任者は他施設の職員を兼ねても差し支えありませんが、責任者が不在の時の代理としての役割を果たす必要があります。つぎに、地域連携担当職員は、仕様書8(2)ウのとおり、担当業務に支障のない範囲で、市の了解を得た上で、2か所までを上限として兼務が可能です。最後に、責任者、副責任者、地域連携担当職員以外の職員は他施設の職員を兼ねても差し支えありません。</p> <p>以上からご質問に対する回答は①のとおりですが、兼任により基準を下回る人員配置になったり、児童の処遇や保護者との信頼関係の構築等に支障が生じないようにご留意いただき、本回答を踏まえて提案書により具体的にお示しください。</p> <p>なお、仕様書においては、職員の常勤・非常勤の別については言及しておりません。</p>
2	仕様書	5	6 委託業務の内容 (6)おやつ提供	<p>学校が行う保護者面談の時期はいつごろか</p>	<p>食物アレルギーのある児童の保護者は、医師が作成した学校生活管理指導表を学校が指定する日までに提出することとなっております。提出された学校生活管理指導表に基づき、学校関係者と保護者と相談の上、保護者面談の日程を決定することになります。通常、新年度の給食が始まるまでの3月から4月にかけて実施しますが、年度の途中で発症した児童については、随時、保護者面談が実施されることとなります。具体的な日程については受託事業者から学校へご確認いただくこととなります。</p>
3	募集要項	6	10 業務委託料	<p>委託料について、②③の上限額が明示されているが、各施設、②③でそれぞれ収支計画・収支予算・収支報告をする形になるのか。それともこれまで通り②③を合算した形での報告となるのか。</p>	<p>委託事業の収支に関してご提出いただく書類については、各施設ごとに②体験プログラムの提供に係る経費と③居場所事業の提供に係る経費の内訳がわかるようご報告いただくことを想定しております。受託事業者が決定した後に市から様式をお示しします。</p>
4	仕様書	9	8 各受託施設における体制 (2)地域連携担当職員の選任	<p>地域連携担当職員を選任するにあたり、各施設の施設長に兼任させることは可能でしょうか。仮に兼任が不可の場合、運営本部の職員を選任することは可能でしょうか。</p>	<p>施設長(=仕様書上の責任者)が地域連携担当職員を兼ねることもできますが、仕様書8(2)イのとおり、地域連携担当職員は放課後児童健全育成事業に係る支援員等の配置基準に算入することができないことにご留意ください。</p> <p>地域連携担当職員は、体験プログラムの企画・実施、学校との連絡調整、地域人材の発掘及び活用等の業務と、居場所提供における児童の処遇に係る業務と切り分けることにより、前者の充実を図ることを意図して選任するものです。</p> <p>運営本部の職員が地域連携担当職員を兼ねることを禁じるものではありませんが、仕様書8(2)イのとおり、本来業務の遂行に支障のない範囲でそれ以外の業務に従事することができることとしている点を踏まえ、それが確実に担保することができる方法を提案書において具体的にお示しください。</p>